



平成 30 年 9 月 7 日
財務省北海道財務局

平成 30 年北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ

政府は、道内の全ての金融機関に対し、今回の地震で被災された皆さまへの対応に関し、以下のとおり要請しております。該当する場合、まずは、お取引先の金融機関にご相談下さい。

【預金通帳等を紛失された方】

- 預金通帳や届出の印鑑を紛失した場合、被災状況等に応じ、払戻しや拇印で対応すること。

【手形や小切手の取り扱い】

- 災害による障害により、支払期日が経過した手形や、支払ができない手形・小切手については、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立て、不渡報告、取引停止等に配慮すること。

【住宅ローンなどの返済】

(別紙をご参照ください)

- ◆このほか、生命保険会社、損害保険会社、証券会社に対しても、状況に応じ、柔軟な対応を行うよう要請しております。
- ◆また、詳しい要請内容については、北海道財務局ホームページ「金融機関等への要請について（平成 30 年 9 月 6 日）」にも掲載されております。

(本件に関する照会先)

財務省北海道財務局理財部金融監督第一課
電話:011-709-2311(内線 4350)